

益田市告示第 2 7 8 号

益田市 I T 資格取得支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 5 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市 I T 資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、情報処理に関する知識及び技能の習得を促進することにより、情報処理技術に精通する人材の育成を図ることを目的として、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 2 8 年経済産業省令第 1 0 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する I T パスポート試験（以下「試験」という。）の受験者に対し、予算の範囲内で益田市 I T 資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住所を有する者であって、市税の滞納がないものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が独立行政法人情報処理推進機構に納付した試験の受験手数料とする。
2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が受験手数料の全部又は一部の額について企業、団体等から支給され、又は補助されている場合は、当該額は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の交付額は、補助対象経費に相当する額とし、7, 5 0 0 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、試験を受験した日から起算して 6 0 日を経過した日までに、益田市 I T 資格取得支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 試験の受験票又は受験申込完了通知の写し
- (2) 受験手数料の支払を証する書類の写し
- (3) 補助金振込先の預金通帳の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1 の会計年度につき 1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、益田市IT資格取得支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年9月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日以後この告示の施行の日前に受験した試験に係る補助金の申請の期限は、令和8年3月31日とする。
(失効)
- 3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた補助金については、第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。